告

示

目

次

保安林の指定予定...... 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退...... 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援医療機関の指定..... 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

政 同

課 :

理

課 :

(道 (監 林

課 :

同 路

:

出

先機

関

土地改良区連合の清算人の退任.

( 県中

局域

:

껃

右

同

県下

民地

局域

:

≕.

県中

民地

局域

三. 三 三

建設業者の許可の取消し......

肥料登録の有効期間の更新

(安心推進課)

(農村整備課)

:

道路の供用の開始. 道路の区域の変更 公共測量の実施......

公

告

地籍調査の成果の認証.....

第三千九百二十一号

青森県告示第七百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

自立支援医療機関

(精神通院医療)を (平成十七年法律第

平成二十六年十一月十四日

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

店ハッピー 平成二十六年十一月十四日 名 調剤薬局勝田 称 青森市勝田一丁目二〇の 所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

在

地

指定年月日

平成宗二・

青森県告示第七百八十七号

(障害福祉課) ...

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。 百二十三号) 第六十五条の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第 次の指定自立支援医療機関 (精神通院医療)

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

平成芸・九三0		八戸市日計一丁目二の四三	八戸市日計	剤薬局	ひばかり調剤薬局
年指 月 日退	地	在	所	称	名

青森県告示第七百八十八号

|百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾 示

告

1

玉

道

二七九号

上北郡横浜町字泊川五四 上北郡横浜町字雲雀平

青森県告示第七百九十一号

青 森 県 報 第3921号 2 ) ( 役所に備え置いて縦覧に供する。 Ξ 三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 青森県告示第七百八十九号 (-)測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測 番図 号面 保安林指定の目的 3 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 青森市大字荒川字寒水沢ーの二 水源の涵養 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 立木の伐採の限度 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐に係る伐採種は、 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 種道 路 類の 路 線 名 定めない。 変 更 \_ Ξ

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

測量計画機関

青森市

測量の種類 公共測量 (基準点測量)

測量の期間

平成二十六年十月十七日から平成二十七年三月二十日まで

兀 測量の地域

青森市全域

青森県告示第七百九十号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十二月十三日まで青森県県土整

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

の一四まで	四の五五九から前	の 区 間 前後別
三三・六七メートルまで八・〇五メートルから	八・〇五メートル	敷地の幅員
一三〇・〇七メートル	一三〇・〇七メートル	敷地の延長
		備考

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十二月十三日まで青森県県土整

平成二十六年十一月十四日

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

青森県知事

Ξ 村 申

吾

県道青森浪岡線	国道二七九号	路線名
青森市大字荒川字柴田一二六の五まで青森市大字八ツ役字芦谷二三一の三から	上北郡横浜町字雲雀平一の一四まで上北郡横浜町字泊川五四の五五九から	供用開始の区間
11	平成芸二二四	の供用開始

### 公

# 肥料登録の有効期間の更新

規定により公告する。 十六年十一月七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二項の規定により平成二

平成二十六年十一月十四日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

兀

五

三青 四森 六県 号第	登録番号
肥混合有機質	肥料の種類
〇 ・五 一・ ・ ・ モ	肥料の名称
り ん酸全量 一・○	(パーセント)保証成分量
の と お り 格	規 そ の 他 の 格の
の三 番町二代田 コープケミカ	び住所 名又は名称及 を を 発 の 氏

## 地籍調査の成果の認証

年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定に 八戸市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法 (昭和二十六

より公告する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

八戸市	市町村名
根鮫城町	大
	字
	名
中崎、馬場頭蟻子、居合、上	小
上松苗場、	字
綣 久 保	名

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十六年十一月十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 古川建築

氏名 古川 忍

Ξ 主たる営業所の所在地 平川市新山松橋一二四

許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第二〇〇二九九号

取消年月日 平成二十六年十月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十六年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

有限会社和組

代表者の氏名 澤田 和宏

商号又は名称

主たる営業所の所在地 むつ市金曲三丁目一三の三七

Ξ

兀

許可番号 青森県知事許可 (般 二六) 第一六九〇九号

取消年月日 平成二十六年十月二十一日

六 五

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

定に該当する。 とが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規 平成二十六年七月三十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したこ

## 出 先 機 関

土地改良区連合の清算人の退任

青

森

項の規定により公告する。 十四条において準用する同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七 川地区土地改良区連合から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第八 六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した岩木 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十四条において準用する同法第

平成二十六年十一月十四日

中南地域県民局長 髙 原 至

智

大瀬	増田	氏
豊	教正	名
弘前市大字船水三丁目一一の一五	つがる市木造藤岡三〇の七九	住
		所
"	平成宗-10-1四	退任の年月日

柴谷 福島 対馬 田中 葛西 弘芳 幸 清榮 清 允 つがる市木造林阿曽沼四六 11 11 大字鳥井野字長田八四の 大字津賀野字宮崎七一 大字種市字熊谷一〇 森田町中田鈴森二五

11

11 //

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)